



日本史⑭ (藤原不比等と藤原4家)

4月②のごあいさつ
山内公認会計士事務所
2024年4月11日(木)

藤原不比等(658－720)は、鎌足の第二子である。

不比等は理由あって山科の田辺史大隅の家に養われたが、兄の定恵が夭折し、鎌足に賜った藤原姓をその唯一の男子として独占承継した。708年(和銅1)には**右大臣**になり**専権的傾向**を強くした。

長女宮子は、文武天皇の夫人として送り込み、その皇子は**聖武天皇**となり、三女光明子はその后となった**光明皇后**である。

689年、**持統天皇**のもとで判事となり、刑部親王のもとで、大宝律令選定にたつた。708年開始された**平城京遷都**は、不比等の主導によると考えられている。

また、不比等はすでに**大宝律令**を完成させていたが、その後さらに、**養老律令**の編纂に尽力した。

不比等は**大化の改新**に功のあった中臣鎌足が、天智天皇から藤原朝臣の姓を賜り、文武天皇は、不比等の子孫に藤原の姓を認めた。それが**律令官僚貴族としての基礎**となった。

不比等の子、武智麻呂、房前、宇合、麻呂の4人はいわゆる**藤原四家**であり、それぞれ、**南家、北家、式家、京家**をたてた。南家は、仲麻呂(恵美押勝)、巨勢麻呂、乙麻呂などが出て栄えたが続かなかった。式家も宇合の子、京家も麻呂の子たちも一時は栄えたが続かなかった。

北家は房前の後、真楯の孫冬嗣が、嵯峨天皇の蔵人頭になり、その子**良房**は**摂政**となり、これより以後、代々北家より**摂政、関白、太政大臣**となるものが多く出て、**道長のときに至り全盛を極めた**。

参考：(日本史史料集 山川出版社、日本通史 复旦大学出版社)